



# 宮 崎 県 公 報

平成20年3月31日(月曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 職員の被服貸与規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 2
- 知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 2
- 地域農業改良普及センター管理規則…………… (農政企画課) 2
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 3

### 告 示

- 出先県政相談室設置要綱の一部を改正する告示 (秘書広報課) 3
- 統計審議会規程の一部を改正する告示…………… (統計調査課) 3
- 知事の事務部局及び労働委員会事務局以外の機関に勤務する職員並びに市町村職員の研修の受託に関する規程の一部を改正する告示…………… (人事課) 3
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 3

### 訓 令

- 宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令…………… (総合政策課) 4
- 地方連絡協議会規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 4

### 病院局企業管理規程

- 病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4
- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4
- 病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5
- 病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5
- 病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5
- 病院局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5
- 県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 8

### 人事委員会規則

- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 10
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 10
- 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 11

- 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 11
- 宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則…………… 11
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 12

### 教育委員会規則

- 宮崎県少年自然の家の管理に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 県立特別支援学校管理運営規則及び県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 13
- 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則…………… 14
- 県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則…………… 14
- 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 15
- 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則…………… 15

### 教育委員会告示

- 宮崎県指定有形文化財の指定…………… 16
- 宮崎県指定無形民俗文化財の指定…………… 16
- 宮崎県指定天然記念物の指定…………… 16

### 教育委員会訓令

- 全国高等学校総合文化祭推進室設置規程…………… 16
- 全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程…………… 17
- 宮崎県教育庁等職員倫理規程…………… 17

### 教育長訓令

- 県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 20
- 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令…………… 20

### 公安委員会規則

- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 20

### 県議会告示

- 県議会議文書取扱規程の一部を改正する告示…………… 21
- 宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示…………… 21



(利用の制限)

第五条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

二 センターの施設等をき損するおそれがあると認められる者

三 その他センターの管理運営上支障があると認められる者

2 所長は、必要があると認めるときは、区域を定めて、センターの利用を制限することができる。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に關し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十二号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第十条第二項中「県税事務所長」を「県税・総務事務所長」に改める。

別表第一第二号中509を51とし、428から508までを430から510までとし、427を削り、426を429とし、425を428とし、424を削り、423を427とし、276から422までを280から426までとし、280の前に次のように加える。

278 販売従事登録証の書換え交付手数料

279 販売従事登録証の再交付手数料

別表第一第二号中275を277とし、265から274までを267から276までとし、264の次に次のように加える。

265 登録販売者試験手数料

266 販売従事登録申請手数料

別記様式第七号中「〇〇県事務所長」を「〇〇県・総務事務所長」に改める。

別記様式第十三号中「〇〇県事務所長」を「〇〇県税・総務事務所長」に改める。

別記様式第十四号中「〇〇県事務所長」を「〇〇県税・総務事務所長」に改める。

別記様式第十六号中「〇〇県事務所」を「〇〇県税・総務事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別記様式第十四号の改正規定(「〇〇県」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

出先県政相談室設置要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百五十六号

出先県政相談室設置要綱の一部を改正する告示

出先県政相談室設置要綱(昭和四十二年宮崎県告示第五百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第四条中「県税事務所長」を「県税・総務事務所長」に改める。

第五条第二項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

統計審議会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百五十七号

統計審議会規程の一部を改正する告示

統計審議会規程(昭和三十一年宮崎県告示第五百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総合政策本部統計調査課」を「県民政策部統計調査課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

知事の事務部局及び労働委員会事務局以外の機関に勤務する職員並びに市町村職員の研修の受託に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百五十八号

知事の事務部局及び労働委員会事務局以外の機関に勤務する職員並びに市町村職員の研修の受託に関する規程の一部を改正する告示

知事の事務部局及び労働委員会事務局以外の機関に勤務する職員並びに市町村職員の研修の受託に関する規程(昭和四十四年宮崎県告示第五百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地域生活部市町村課」を「総務部市町村課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百五十九号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成八年宮崎県告示第五百十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第八項、第四十五条第三項及び第四十九条第三項中「年三・四パーセント」を「年三・七パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

訓 令

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第一号

本 庁  
各出先機関

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令

宮崎県庁議設置規程(平成十九年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「部等(宮崎県部等設置条例)を「部(宮崎県部設置条例)に、「部等をを」を「部を」に改める。

第三条及び第四条第一項中「各部等」を「各部」に改める。

第五条第一項中「月曜日」を「火曜日」に改め、同条第二項中「総合政策本部長」を「県民政策部長」に改める。

第六条第一項及び第二項中「総合政策本部長」を「県民政策部長」に改める。

第七条第二項中「総合政策本部長」を「県民政策部長」に、「各部等」を「各部」に改め、同条第三項中「総合政策本部長」を「県民政策部長」に改める。

第九条中「総合政策本部総合政策課」を「県民政策部総合政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

地方連絡協議会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第二号

本 庁  
各出先機関

地方連絡協議会規程の一部を改正する訓令

地方連絡協議会規程(平成十九年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三中

副会長の職名	副会長の職名
宮崎県税事務所長	宮崎県税・総務事務所長
日南県税事務所長	日南県税・総務事務所長
串間土木事務所長	串間土木事務所長
都城県税事務所長	都城県税・総務事務所長
小林県税事務所長	小林県税・総務事務所長
高鍋県税事務所長	高鍋県税・総務事務所長
西都土木事務所長	西都土木事務所長
延岡県税事務所長	延岡県税・総務事務所長
日向県税事務所長	日向県税・総務事務所長
別に定める	高千穂保健所長

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

病院局企業管理規程

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県病院局長 植木 英 範

宮崎県病院局企業管理規程第一号

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員就業規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第九条」を「第十九条」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県病院局長 植木 英 範

宮崎県病院局企業管理規程第二号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の見出し中「育児休業の」を「育児休業等の」に改め、同条中「育児休業の」を「育児休業及び育児短時間勤務の」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条中「別表第四」を「別表第六」に改め、同条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条中「別表第四」を「別表第六」に改め、同条を第七条とし、第五条中「別表第三」を「別表第五」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(臨床工学技士の初任給、昇格、昇給等の基準)

第五条 臨床工学技士である職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第三に定める級別資格基準表に定めるとおりとする。

2 臨床工学技士の初任給の基準は、別表第四に定める初任給基準表に定めるとおりとする。

別表第一の医療職給料表(二)の項中、「栄養士」を「管理栄養士」に改め、「診療放射線技師」の次に、「臨床工学技士」を加える。

別表第一のイ医療職給料表(二)級別標準職務表の一級の項中「栄養士、」を削り、「診療放射線技師」の次に、「臨床工学技士」を加え、「栄養士等」を「臨床検査技師等」に改め、二級の項中「薬剤師」の次に「及び管理栄養士」を加え、六級の項中「薬剤師」の次に「管理栄養士長」を加える。

同表ウ医療職給料表(三)級別標準職務表の二級、四級及び五級の項中「主任看護師」を「副看護師長」に改める。

別表第四の見出し中「第六条、第十条関係」を「第七条、第十一条関係」に改め、同表を「別表第六」とし、別表第三の見出し中「第五条関係」を「第六条関係」に改め、同表を「別表第五」とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三(第五条関係)

職 種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
臨床工学士	大学卒	0	5	9	12	14
	短大3卒	0	6	9	12	14

備考 臨床工学士にこの表を適用する場合における職員の経歴年数は、その免許を取得したとき以後のものとする。ただし、管理者が特段の定めをした場合は、その定めるところによる。

**別表第四 (第五系関係)**

職 種	学歴免許等	初任給
臨床工学士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給

**附 則**

- この企業管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。
- この企業管理規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程第五条の規定(別表第三及び別表第四を含む。)は、平成二十年三月一九日から適用する。

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

**宮崎県病院局企業管理規程第三号**

**病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程**

病院局組織規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「栄養士長」を「管理栄養士長」に改め、「主任(診療部放射線科及び臨床検査科)」を「主任(診療部放射線科、臨床検査科及び栄養管理科)」に改める。

第十二条の表中「栄養士長」を「管理栄養士長」に改める。

第十四条の表(見出しを含む。)中「主任看護師」を「副看護師長」に改める。

**附 則**

- この企業管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。
- この企業管理規程の施行の際現に次の表の上欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、同表下欄に掲げる職に命ぜられたものとみなす。

主任看護師	副看護師長
-------	-------

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

**宮崎県病院局企業管理規程第四号**

**病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程**

病院事業職員被服貸与規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別表(第二条関係)の職員の項中「衛生検査技師」の次に「臨床工学士」を加え、「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

**附 則**

この企業管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

**宮崎県病院局企業管理規程第五号**

**病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程**

病院局財務規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「自動販売機」を「自動販売機類、患者サービス

に供する電化製品類」に、「普通財産」を「公有財産」に改める。

第八十二条第三項第六号中「随意契約」を「自治令第六十七条の五及び第六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約」に改める。

第八十三条第四号中「郵便為替証書」を「為替証書(郵便貯金銀行(郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)が発行する為替証書をいう。以下同じ。)」に改める。

第八十四条第一項第五号中「郵便為替証書」を「為替証書」に改める。

第八十八条第一項第一号中「指名競争契約」を「一般競争契約、指名競争契約」に改める。

第一百零四条第四項中「工事若しくは工事に関する業務の請負又は」を「工事、工事に関する業務、庁舎管理に関する業務若しくは職員宿舍管理業務の請負、」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を、「売払い」の下に「又は公有財産の貸付け」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定により、普通財産の売払い又は公有財産の貸付けに係る契約について、一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表するときは、第一項の規定にかかわらず、予定価格調書は封書にすることを要しない。

第一百零九条の次に次の一条を加える。

(随意契約を行う場合の手続の特例)

第一百零九条の二 自治令第六十七条の二第一項第三号及び第四号に規定する規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。

一 契約担当者は、あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。

二 契約担当者は、契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。

三 契約担当者は、契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等当該契約の締結状況を公表すること。

第二百十条中「第三」を「第五」に改める。

別表第二の十二の項中「登記済証写」を「登記完了を証する書類」に改める。

**附 則**

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

**宮崎県病院局企業管理規程第六号**

**病院局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程**

病院局公有財産取扱規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条(見出しを含む。)中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第十九条の見出しを「(目的外使用許可に係る債権の保全)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 目的外使用に係る債権の保全が連帯保証人の保証では十分ではない場合又は連帯保証人の保証が受けられない場合は、目的外使用許可財産の使用者に対し、目的外使用に係る債権の保全に十分な担保の提供を求めなければならない。

別表第二病院の事務局長又は事務長の項中「普通財産」を「公有

財産」に改め、同項中「自動販売機類」の下に「患者サービ  
スに供する電化製品類」を加える。

別記様式第十号を次のように改める。

様式第十号 (第17条関係)

シレイ 文書番号

行 政 財 産 使 用 許 可 書

住 所

(所在地)

氏 名

(名 称)

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により下記の条件をつけて許可します。

年 月 日

長 (職名)

印

記

1 使用許可財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種類 (種別)
- (4) 面積 (数量)
- (5) 関係図面

2 使用許可内容

- (1) 使用目的及び用途
- (2) 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 使用料 円
- (4) 使用料の納入方法及び場所

3 使用許可条件

4 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

(文書取扱 )



福祉子どもセン ター	所長 副所長	二種 三種	二 二
福祉事務所	所長		
保健所	所長	三種	二
		(人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は二種)	(二種 にあつ ては二)
衛生環境研究所	所長	三種	二
	次長	三種	二
	所長	三種	二
	副所長 食品衛生検査管理 監 副参事	三種	二
看護大学	副学長 事務局長	二種	二
		(人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は二種)	(二種 にあつ ては二)
	学生部長 附属図書館長	三種	二
身体障害者相談 センター	所長		
子ども療育セン ター	所長 事務長		
	総看護師長	四種	一
精神保健福祉セ ンター	所長	三種	二
食肉衛生検査所	所長		
みやざき学園	園長		
林業技術センタ ー	所長 副所長	二種 三種	二 二
木材利用技術セ ンター	副所長		
計量検定所	所長		
工業技術センタ ー	所長 副所長	二種 三種	二 二
食品開発センタ ー	所長		

産業技術専門校	校長		二種	二
	副校長		三種	二
	校長(高鍋校)		四種	一
農林振興局	局長		二種	二
	次長		三種	二
総合農業試験場	場長		二種	二
	副場長		三種	二
	支場長		四種	一
農業大学校	校長		二種	二
	副校長		三種	二
	所長			
病虫害防除・肥 料検査センター	所長		四種	一
家畜保健衛生所	所長		三種	二
	副所長			
畜産試験場	場長		二種	二
	副場長		三種	二
	支場長		四種	一
高等水産研修所	所長		三種	二
水産試験場	場長		二種	二
	副場長		三種	二
	分場長		四種	一
土木事務所	(1)所長(宮崎、都 城、小林、日向、 延岡)		二種	二
	(2)所長(①に掲げ るものを除く。)		三種	二
	次長			
建設技術センタ ー	所長		二種	二
	副所長		三種	二
	主任教授		三種 (人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は二種)	(二種 にあつ ては二)
港湾事務所	所長		三種	二
都市公園総合事 務所	所長			
東九州自動車道 用地事務所	所長			
	支所長		四種	一

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十二号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成十八年宮崎県人事委員会規則第十一

号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附則別表中「百分の十四・五」を「百分の十六」に、

百分の十二	東京都のうち 府中市 大阪府のうち 大阪市
-------	--------------------------------

を

百分の十三	大阪府のうち 大阪市
百分の十二	東京都のうち 府中市

に、

「百分の八」を「百分の九」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十三号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

児湯郡	西米良村	水産試験場生物利用部小林分場米良試験地
東臼杵郡	椎葉村	東臼杵南部農業改良普及センター椎葉駐在所
同	同	東臼杵農林振興局椎葉駐在所

を

児湯郡	西米良村	水産試験場生物利用部小林分場米良試験地
東臼杵郡	椎葉村	東臼杵農林振興局椎葉駐在所

に、

児湯郡	西米良村	児湯農業改良普及センター西米良駐在所
同	同	林業普及指導員西米良駐在所
同	同	西都土木事務所西米良駐在所

を

児湯郡	西米良村	児湯農林振興局西米良駐在所
-----	------	---------------

に改め、同表

警察本部の項中

西都市	西都警察署銀鏡駐在所	
児湯郡	西米良村	西都警察署越野尾駐在所
東臼杵郡	椎葉村	日向警察署椎葉駐在所

を

西都市	西都警察署銀鏡駐在所	
東臼杵郡	椎葉村	日向警察署椎葉駐在所

に、

同	美郷町	日向警察署南郷駐在所
同	同	日向警察署山三ヶ駐在所
西臼杵郡	五ヶ瀬町	高千穂警察署鞍岡駐在所

を

同	美郷町	日向警察署南郷駐在所
西臼杵郡	五ヶ瀬町	高千穂警察署鞍岡駐在所

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

くき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十四号

くき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

くき地手当等に関する規則(昭和四十六年宮崎県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一小学校の項中

同	三川内小学校
同	松葉小学校
串間市	市木小学校築島分校

を

同	三川内小学校
串間市	市木小学校築島分校

に、

同	美々地小学校
同	下赤小学校
同	北浦小学校

を

同	美々地小学校
同	北浦小学校

に、

同	美郷町	神門小学校
---	-----	-------

同	同	小八重小学校	を
同	同	北郷小学校	
同	同	黒木小学校	
西臼杵郡	高千穂町	向山南小学校	
同	同	田原小学校	
「	「		に、
同	美郷町	神門小学校	
同	同	北郷小学校	
西臼杵郡	高千穂町	黒木小学校	
同	同	田原小学校	
「	「		を
延岡市		笛水小学校	
日向市		瀬口小学校	
「	「		を
日向市		坪谷小学校	
同		坪谷小学校	
中学校の項中	「		に改め、同表
同	同	北郷中学校	
西臼杵郡	高千穂町	向山中学校	
同	同	田原中学校	
「	「		に改める。
同	同	北郷中学校	
西臼杵郡	高千穂町	田原中学校	
別表第二小学校の項中	「		を
宮崎市		鹿村野小学校	
小林市		幸ヶ丘小学校	
「	「		に改める。
小林市		幸ヶ丘小学校	
附 則			
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。			
農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。			
平成二十年三月三十一日			
宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武			
<b>宮崎県人事委員会規則第十五号</b>			
<b>農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則</b>			
農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年宮崎県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。			
附則第三項第二号中、「農林振興局又は地域農業改良普及センター」を「又は農林振興局」に改める。			
附 則			
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。			
期束手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。			
平成二十年三月三十一日			
宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武			
<b>宮崎県人事委員会規則第十六号</b>			

**期束手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則**

期束手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の行政職の本庁の項中「本部長、」を削り、「課(室)長」を「課長、室長」に、「交通安全対策監」を「交通・地域安全対策監」に改め、「文化・文教企画監、男女共同参画監及び、「少子化対策監」を削り、「技術検査監」を「工事検査監」に改め、「林業公社対策監、国土保全対策監」、「企業立地対策監」、「団体調整監」及び、「副参事」を削り、「課(室)長補佐」を「課長補佐」に改め、同表知事部局の行政職の出先機関の項中「助教」を「准教授」に改め、同表知事部局の行政職の共通の項中

主幹	百分の十	を
----	------	---

「

副参事	百分の十五	に改め、同表知事
主幹、専門主幹	百分の十	

部局の研究職の項中「特別研究員」の下に、「専門主幹」を加え、同表知事部局の医療職(二)の共通の項中「主幹」の下に、「専門主幹」を加え、同表知事部局の医療職(三)の出先機関の項中

総看護師長、副参事	百分の十五(人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十)	を
-----------	-------------------------------	---

「

副参事	百分の十五	に改め、「上級保
-----	-------	----------

健師」の下に、「総看護師長」を加え、「看護師長、主任看護師、主任保健師」を「主任保健師、看護師長、副看護師長」に改め、同表知事部局の医療職(三)の共通の項及び教育委員会の行政職の共通の項中「主幹」の下に、「専門主幹」を加え、同表警察本部の行政職の本部の項中「課長」の下に、「所長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

**宮崎県人事委員会規則第十七号**

**宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則**

宿日直手当の額に関する規則(昭和三十七年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 警察学校における学生の生活指導等のための宿直勤務又は日直勤務

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第十八号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「本部長 部長」を「部長」に、「課(室)長」を「課長 室長」に、「課(室)長補佐」を「課長補佐」に改め、「高速道対策局の主幹又は副主幹」を削り、同表知事部局の出先機関の項中

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 東京事務所, 福岡事務所, 自治学院, etc.

を

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 東京事務所, 大阪事務所, 福岡事務所, etc.

に、

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 女性相談所, 児童相談所, etc.

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 相談センター, 子ども療育センター, etc.

を

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 身体障害者相談センター, 子ども療育センター, etc.

に、

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 計量検定所, 大阪事務所, etc.

を

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 計量検定所, 工業技術センター

に、

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 農業大学校, 地域農業改良普及センター, etc.

を

Table with 2 columns: 機関名, 長官名. Includes 農業大学校, 病害虫防除・肥料検査センター

に改め、

同表の備考2中「課(室)長補佐」を「課長補佐」に、「課(室)」を「課」に、「政策調整」を「政策調査」に改め、「をい」、「高速道対策局の主幹又は副主幹」とは、総務調整の事務を掌理する主幹又は副主幹」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会規則

宮崎県少年自然の家の管理に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江藤 利彦

宮崎県教育委員会規則第三号

宮崎県少年自然の家の管理に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県少年自然の家の管理に係る事務委任に関する規則(平成十

七年宮崎県教育委員会規則第二十七号)を次のように改正する。

第一条中「宮崎県地域生活部長」を「宮崎県福祉保健部長」に、「地域生活部長」を「福祉保健部長」に改める。

第二条、第四条及び第五条中「地域生活部長」を「福祉保健部長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則及び県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第四号

県立特別支援学校管理運営規則及び県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第一条 県立特別支援学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

学 校 名	区 域
県立明星視覚支援学校	県下全域
県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)	宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 南那珂郡 北諸県郡 西諸県郡
県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部に限る。)	県下全域
県立延岡ととろ聴覚支援学校	延岡市 日向市 西都市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡
県立みやざき中央支援学校	県下全域
県立みなみのかぜ支援学校	県下全域
県立日南くろしお支援学校	県下全域
県立都城きりしま支援学校	県下全域
県立延岡たいよう支援学校	県下全域
県立日向ひまわり支援学校	県下全域
県立延岡わかあゆ支援学校	県下全域
県立清武せいりゅう支援学校	県下全域
県立赤江まつばら支援学校	県下全域
県立児湯るびなす支援学校	県下全域

(県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部改正)

第一条 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則(昭和五十四年宮崎県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(部及び専攻科)

第二条 次の表の上欄に掲げる県立特別支援学校に、同表下欄に掲げる部を置く。

学 校 名	部
県立明星視覚支援学校	小学部、中学部、高等部
県立都城さくら聴覚支援学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部
県立延岡ととろ聴覚支援学校	幼稚部、小学部、中学部
県立延岡わかあゆ支援学校	小学部、中学部、高等部
県立みやざき中央支援学校	小学部、中学部、高等部
県立赤江まつばら支援学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部
県立みなみのかぜ支援学校	小学部、中学部
県立日南くろしお支援学校	小学部、中学部、高等部
県立都城きりしま支援学校	小学部、中学部、高等部
県立延岡たいよう支援学校	小学部、中学部、高等部
県立日向ひまわり支援学校	小学部、中学部
県立児湯るびなす支援学校	小学部、中学部
県立清武せいりゅう支援学校	小学部、中学部、高等部

2 県立明星視覚支援学校の高等部に、専攻科を置く。

第三条の表を次のように改める。

学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科
県立明星視覚支援学校	普通科、保健医療科	理療科 保健医療科
県立都城さくら聴覚支援学校	普通科	
県立延岡わかあゆ支援学校	普通科	
県立みやざき中央支援学校	普通科	
県立赤江まつばら支援学校	普通科	
県立日南くろしお支援学校	普通科	
県立都城きりしま支援学校	普通科	
県立延岡たいよう支援学校	普通科	
県立清武せいりゅう支援学校	普通科	

第四条の表を次のように改める。

学 校 名	対 象 者
県立明星視覚支援学校	視覚障害者
県立都城さくら聴覚支援学校	聴覚障害者
県立延岡ととろ聴覚支援学校	聴覚障害者
県立延岡わかあゆ支援学校	知的障害者、肢体不自由者
県立みやざき中央支援学校	知的障害者、肢体不自由者
県立赤江まつばら支援学校	病弱者
県立みなみのかげ支援学校	知的障害者
県立日南くろしお支援学校 (高等部を除く。)	知的障害者
県立日南くろしお支援学校 (高等部に限る。)	知的障害者、肢体不自由者
県立都城きりしま支援学校	知的障害者、肢体不自由者
県立延岡たいよう支援学校	知的障害者
県立日向ひまわり支援学校	知的障害者
県立児湯るびなす支援学校	病弱者
県立清武せいりゅう支援学校	肢体不自由者

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第五号

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、教員とは、宮崎県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(認定の手続等)

第三条 県教育委員会は、法第二十五条の二第一項の認定に当たっては、市町村立学校教員にあっては所管する市町村教育委員会教育長、県立学校教員にあっては当該県立学校の校長(以下「所属長等」という。)からの申請によって行うものとする。

2 県教育委員会は前項の申請により、当該教員について、次に掲げる事実を確認するものとする。

- 一 児童生徒に対する指導状況
- 二 児童生徒又は保護者からの苦情の状況
- 三 校長等の指導に対する改善状況
- 四 その他県教育委員会が必要と認める状況

3 県教育委員会は、第一項に規定する認定に当たっては、必要な調査を行うものとする。

4 県教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定に当たっては、当該教員から書面又は口頭により意見を聴くものとする。

(審査委員会)

第四条 県教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定に当たっては、教育学、医学、心理学その他の児童生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者で構成する審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

2 委員会委員は、任期中及び任期終了後において守秘義務を負うものとする。

3 委員会の組織及び運営は、別に定める。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第六号

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

則

(県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 県教育庁職員の職の設置に関する規則(昭和三十九年宮崎県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

主 幹	上司の命を受けて、課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。	を
-----	---	---

主 幹	上司の命を受けて、課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。	に改める。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。	

(宮崎県教育研修センター管理規則の一部改正)

第一条 宮崎県教育研修センター管理規則(昭和四十三年宮崎県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中

主 幹	上司の命を受けて、教育研修センターの特定の事務を掌理する。	を
-----	-------------------------------	---

主 幹	上司の命を受けて、教育研修センターの特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。

に改める。

(宮崎県総合博物館管理運営規則の一部改正)

第二条 宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和四十六年宮崎県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項の表中

主 幹	上司の命を受けて、総合博物館の特定の事務を掌理する。
-----	----------------------------

を

主 幹	上司の命を受けて、総合博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。

に改める。

(県立図書館管理規則の一部改正)

第四条 県立図書館管理規則(昭和六十二年宮崎県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中

課 長	上司の命を受けて、課に属する事務を処理する。
-----	------------------------

を

課 長	上司の命を受けて、課に属する事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受けて、社会教育に関する相当高度の専門的・技術的指導業務に従事する。

に改め、同条第二項の表中

主 幹	上司の命を受けて、図書館の特定の事務を掌理する。
-----	--------------------------

を

主 幹	上司の命を受けて、図書館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。

に改める。

(県立美術館管理規則の一部改正)

第五条 県立美術館管理規則(平成七年宮崎県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

主 幹	上司の命を受けて、美術館の特定の事務を掌理する。
-----	--------------------------

を

主 幹	上司の命を受けて、美術館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。

に改める。

(宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第六条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則(平成八年宮崎県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項の表中

主 幹	上司の命を受けて、埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。
-----	--------------------------------

を

主 幹	上司の命を受けて、埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。

に改める。

(県立西都原考古博物館管理規則の一部改正)

第七条 県立西都原考古博物館管理規則(平成十五年宮崎県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中

主 幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
-----	-------------------------------

を

主 幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第七号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和四十一年宮崎県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十 法第二十七条の規定に基づき教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第五条第一項第十九号中「及び」の下に「育児短時間勤務並びに」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第八号

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年宮崎県教育委員会規則第六号)及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則(平成元年宮崎県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

(県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第一条 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条第四項及び第五条中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第4条第1項の規定により、次の物件を、宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成20年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	下北方地下式横穴5号出土品(一括)	宮崎市大字芳土岩永迫2258番地3 みやびき歴史文化館	宮 崎 市

#### 宮崎県教育委員会告示第3号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第26条第1項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を、宮崎県指定無形民俗文化財に指定する。

平成20年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
県指定無形民俗文化財	伊形花笠踊り	延岡市伊形地区	伊形花笠踊り保存会

#### 宮崎県教育委員会告示第4号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第31条第1項の規定により、次の物件を、宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成20年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定天然記念物	オオヨドカワゴロモ自生地	小林市・野尻町境界の岩瀬川河川区域内、旧岩瀬橋から同河川と辻の堂川との合流地点まで	国(国土交通省)

		の間(野尻町大字三ヶ野山3246番2地先を除く) 上流端 小林市大字水流迫字池ノ原4716番1地先、野尻町大字三ヶ野山3209番4地先 下流端 小林市大字堤字黒八重3970番3地先、野尻町大字三ヶ野山3407番5地先	
--	--	--	--

### 教育委員会訓令

全国高等学校総合文化祭推進室設置規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

#### 宮崎県教育委員会訓令第1号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各 教 育 機 関

#### 全国高等学校総合文化祭推進室設置規程

(目的)

第一条 県教育庁組織規則(昭和五十年宮崎県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。)第十六条に基づき、平成二十一年度開催される全国高等学校総合文化祭に関する事務を処理させるため、教育庁に全国高等学校総合文化祭推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(教育次長の主管及び共管)

第一条 教育次長(教育政策担当)は、推進室を主管する。

2 教育次長は、前項の規定にかかわらず、主管事務のうち特に重要又は異例と認められる事務を共管する。

(職制)

第二条 県教育庁職員の職の設置に関する規則(昭和二十九年宮崎県教育委員会規則第九号)第一条の二に基づき、推進室に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

室長	上司の命を受けて、推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長補佐	室長を補佐し、推進室の統括事務を処理する。

2 前項に規定する職のほか、推進室に、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

主幹	上司の命を受けて、推進室の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は推進室の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。

(雑則)

第四条 この訓令に基づき設置される推進室は、組織規則第一条に規定される課(室)とみなす。

2 この訓令に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会訓令第二号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各 教 育 機 関

全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程

(目的)

第一条 県教育庁組織規則(昭和五十年宮崎県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。)第十六条に基づき、平成二十一年度に開催される全国スポーツ・レクリエーション祭に関する事務を処理させるため、教育庁に全国スポーツ・レクリエーション祭推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(教育次長(教育振興担当)は、推進室を主管する。)

第二条 教育次長(教育振興担当)は、推進室を主管する。

2 教育次長は、前項の規定にかかわらず、主管事務のうち特に重要又は異例と認められる事務を共管する。

(職制)

第三条 県教育庁職員の職の設置に関する規則(昭和二十九年宮崎県教育委員会規則第九号)第一条の二に基づき、推進室に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

室長	上司の命を受けて、推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長補佐	室長を補佐し、推進室の統括事務を処理する。

2 前項に規定する職のほか、推進室に、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

主幹	上司の命を受けて、推進室の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は推進室の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。

(雑則)

第四条 この訓令に基づき設置される推進室は、組織規則第一条に規定される課(室)とみなす。

2 この訓令に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県教育庁等職員倫理規程をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会訓令第三号

本 庁  
各 出 先 機 関

各教育機関

宮崎県教育庁等職員倫理規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員が全体の奉仕者であつてその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理を保持するために必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。(定義等)

第二条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員であつて、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務するものをいう。ただし、臨時又は非常勤の職にある者を除く。

2 この訓令において、「管理職員」とは、職員の給与に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第四十号)第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。

3 この訓令において、「事業者等」とは、法人(法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

4 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この訓令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者を除く。

一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び宮崎県行政手続条例(平成七年宮崎県条例第二十九号)第二条第四号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(第二条第四項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二 補助金等(補助金等の交付に関する規則(昭和二十九年宮崎県規則第四十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等(県以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び宮崎県行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

人

五 行政指導（宮崎県行政手続条例第二条第七号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等及び当該事業者等を構成員とする事業者団体（事業者団体の役員、従業員、代理人その他の者を含む。）

6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づき影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。（倫理行動規程）

第三条 職員は、宮崎県教育庁等職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規程として、行動しなければならない。

一 職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみ奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。（管理職員の役割）

第四条 管理職員は、その職責を十分に自覚し、率先垂範して職務に係る倫理の保持及び適正なサービスの確保に努めなければならない。

2 管理職員は、その管理監督する職員が、職務に係る倫理の保持及び適正なサービスの確保を図るよう的確な指導及び監督に努めなければならない。（利害関係者との間における禁止行為）

第五条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。（利害関係者との間における禁止行為の例外）

第六条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらず関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くお

それがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 前項に掲げる場合のほか、職員は、自己の費用を負担し、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項第七号及び第八号に掲げる行為を行うことができる。この場合においては、あらかじめ倫理監督職員（第十五条に規定する職員をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

3 職員は、前二項の職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。

4 第一項の「職員としての身分」には、職員が、教育長の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外のもの等との間における禁止行為）

第七条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等又は保護者であっても、そのものから供応接待を繰返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、そのものが利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等又は保護者にそのものの負担として支払わせてはならない。

（違反行為による利益の享受等の禁止）

第八条 職員は、他の職員の第五条又は第七条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第五条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

（職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務）

第九条 職員は、教育長、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が職務に係る法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

2 管理職員は、その管理監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

3 職員は、他の職員が職務を行うに当たり、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者への報告（以下「上司等への報告」という。）を行わなければならない。

4 職員は、上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがあると思料するときは、当該上司に意見を述べなければならない。

5 職員は、前項の規定により上司に意見を述べたにもかかわらず、なお犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる命令が続いたときは、その他の上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者への相談（以下「その他の上司等への相談」という。）を行わなければならない。

6 第三項又は前項の場合において、職員が、公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）を行ったときは、上司等への報告又はその他の上司等への相談は行われたものとみなす。  
（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督職員が定める事項を倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第十一条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第三十八条第一項の許可を得るものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得なければならない。

（倫理監督職員への相談）

第十二条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第五条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合その他この訓令の解釈に疑義が生じた場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第十三条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五十万円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、贈与等報告書（別記様式）を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して十四日以内に、教育長に提出しなければならない。

2 前項の報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬

(贈与等報告書の保存等)

第十四条 贈与等報告書は、倫理監督職員において、提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える場合に限る。)は、宮崎県情報公開条例(平成十一年宮崎県条例第三十六号)第七条第二号アに規定する公にすることが予定されている情報とする。

(倫理監督職員)

第十五条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督職員を置く。

2 倫理監督職員は、教育次長(総括)とする。

(倫理監督職員の責務等)

第十六条 倫理監督職員は、この訓令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 1 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
1-1 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
1-2 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
1-3 職務に係る法令に違反する行為があった場合にその旨を教育長に報告すること。

2 倫理監督職員は、その指定する職員に、この訓令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(委任)

第十七条 この訓令の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十三条の規定は、この訓令の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

教育長訓令

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕 吉

宮崎県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁
各出先機関
各教育機関

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程(平成二年宮崎県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第五号中「県地域生活部情報政策課」を「県県民政策部情報政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕 吉

宮崎県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成七年宮崎県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項事項の欄中

「(31) 教育関係の公の施設に受ける金(第三十九条第四項第十号)に該当する金(第三十一条の施設に受ける金)を」

「(31) 教育関係の公の施設に受ける金(第三十九条第四項第十号)に該当する金(第三十一条の施設に受ける金)に改める。」

別表第一の一の項事項の欄中

「10 本庁、出先機関及び教育関係の機関の職員(第三十一条及び第三十二条)の承認若しくは関係機関の承認に照らすこと」を」

「10 本庁、出先機関及び教育関係の機関の職員(第三十一条、第三十二条、第三十三条)の承認若しくは関係機関の承認に照らすこと」に改め、同表第四

の項事項の欄中

「17 公立教育関係の施設に受けること」を」

「17 公立教育関係の施設に受けること」に改める。」

別表第二教育事務所長共通専決事項の項事項の欄中

「2 職員教育関係の取組の実施に照らすこと」を」

「2 職員教育関係の取組及び関係機関の承認に照らすこと」に改め、同表

県立学校長共通専決事項の項事項の欄中

「10 書の内容、関係及び関係機関の承認若しくは関係機関の承認に照らすこと」を」

「10 書の内容、関係、職員教育関係及び関係機関の承認若しくは関係機関の承認に照らすこと」に改める。」

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会規則第二号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和四十四年宮崎県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表西都警察署の項中

「村 所 同 児 湯 郡 西米良村大字村所
越野尾 同 同 同村大字越野尾
銀 鏡 同 西 都 市 大字銀鏡」を

「村 所 同 児 湯 郡 西米良村大字村所
銀 鏡 同 西 都 市 大字銀鏡」に

改め、同表日向警察署の項中

「原 町 交 番 一 同 一 高砂町」を

「一 曾 根 同	同	一 曾 根 町 三 丁 目	「 に
「 西 郷 同	同	美 郷 町 西 郷 区 田 代	を
山 三 ヶ 同	同	同 町 西 郷 区 山 三 ヶ	
南 郷 同	同	同 町 南 郷 区 神 門	「
「 西 郷 同	同	美 郷 町 西 郷 区 田 代	に
南 郷 同	同	同 町 南 郷 区 神 門	」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 議 決 示**

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

**宮 崎 県 議 会 告 示 第 二 号**

**県議会文書取扱規程の一部を改正する告示**

県議会文書取扱規程（平成十二年宮崎県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「地域生活部情報政策課」を「県民政策部情報政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

**宮 崎 県 議 会 告 示 第 三 号**

**宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示**

宮崎県議会情報公開条例施行規程（平成十五年宮崎県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「公文書」を「公文書等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十五条の規定により議会が行う情報提供に係る資料の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付に要する費用については、前三項の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。